

The background image shows a close-up of a hand holding a green pen, with the index finger pressing a button on a silver calculator. The calculator is resting on a document that features a bar chart with blue bars. The scene is brightly lit, with a warm, golden light source creating a soft glow and lens flare effects, particularly on the right side of the calculator and the document.

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書 2025

Audit Quality Report

芙蓉監査法人

Fuyou Audit Corporation

Contents

1 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- 1-1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
- 1-2. 事務所概要

2 経営管理の状況

- 2-1. 品質管理基盤
- 2-2. 組織・ガバナンス基盤
- 2-3. 人的基盤
- 2-4. IT基盤
- 2-5. 財務基盤
- 2-6. 国際対応基盤
- 2-7. その他

3 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

1 監査品質の向上 に向けた取組及び 事務所概要

1-1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

芙蓉監査法人は、昭和41年の公認会計士法の改正により、監査法人制度が創設され、その後、静岡で初めて誕生した監査法人です。

私たちは、創立以来50年一貫して、監査・会計の専門家として質の高いサービスを提供することを法人の目的としており、常日頃からクライアントとの信頼関係を構築するよう心がけてきました。

私たちは、監査品質の向上が企業の健全な成長と社会全体の信頼を維持するための、監査法人としての重要な使命と捉えています。監査の品質が高まることで、企業の透明性と信頼性が向上し、ひいては社会全体の健全性に寄与すると思っています。

監査品質の向上に向けては、監査法人の品質管理システムの更なる強化はもちろん重要ですが、それだけで達成できるものとは思っていません。小規模監査法人であるがゆえの機動性を生かして、社員、職員間でしっかりとコミュニケーションを取り、全員が協力して日々の業務に真摯に向き合っていくことが大切だと考えております。また、クライアントとの関係も重要だと感じております。クライアントと良質な関係が築けるようしっかりと向き合い、小規模監査法人ならではの顔の見える関係を大切にして、相互理解と信頼を深めることを目指します。

私たちは、今後も社会とクライアントからの信頼に値する監査法人であるための努力を続けてまいります。皆様の一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表社員

鈴木 潤



1-2. 事務所概要

経営理念

『監査・会計の専門家として品質と信頼で地域社会に貢献する。』

私たちは、主に静岡という地方都市で活動しています。専門家として、顧客に対して、信頼性の高いサービスを提供するだけでなく、地域社会との関わりを大切にし、地域経済の発展や社会貢献活動に参加することを目指しています。私たちの活動が、地域社会の発展に多少なりとも寄与することを誇りに感じ、その貢献を続けていきます。

経営理念を大事にすることは、ビジネスの根幹であります。私たちが信じる価値観や目標を具体化し、共有することで、より意味のある活動ができると考えます。

行動指針

◆信頼の礎を築くー思いやりと公正な姿勢

- ・クライアントや同僚に対して、プロフェッショナルとしてだけでなく一人の人間として接し、相手の立場や感情を理解しながら誠実に行動することを心がけます。
- ・クライアントに寄り添いつつ、適切なアドバイスやサポートを提供し、監査において公正さと透明性を守ります。
- ・監査・会計の専門家として、常に最高の品質を追求し、地域社会に信頼される存在であり続けます。

◆成長を共にー学び続ける姿勢

- ・法人の一員として、お互いに学びあい、成長しあう環境を大切にします。新しい知識や視点を積極的に取り入れ、チーム全体の成長を支える姿勢を持ち続けます。
- ・後輩や同僚が成長するために、知識や経験を分かち合いながらサポートします。

◆守るべきは信頼ー適切な対応

- ・クライアントや関係者に対して、困難な状況でも正しい判断を下し、信頼を損なわないように適切な対応を常に心がけます。
- ・各メンバーの専門性を尊重し、柔軟な姿勢で協力し合います。多様な意見やアプローチを受け入れつつ、最善の結果を目指してチーム全体で前進します。
- ・厳しい状況でも柔らかな心で対応し、他者との調和を保ちながら業務に取り組みます。

◆確固たる強さー倫理を守る決意

- ・柔軟さを保ちながらも、倫理や法律を守ることに対しては揺るぎない決意を持ち、クライアントや社会の信頼に応えます。



事務所概要

法人名	芙蓉監査法人
所在地	静岡県静岡市葵区紺屋町11番地 桜井第一共同ビル
設立	昭和52年11月

被監査会社数（2025年3月31日現在）

金融商品取引法・ 会社法監査	会社法監査	学校法人監査	労働組合監査	その他の法定監査	その他の任意監査
5社	6社	10法人	2組合	3法人	9社

上場会社（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ■株式会社エッチ・ケー・エス（東証スタンダード） | ■静岡甲株式会社（東証スタンダード） |
| ■協立電機株式会社（東証スタンダード） | ■トーヨーアサノ株式会社（東証スタンダード） |
| ■クミアイ化学工業株式会社（東証プライム） | |

職員数（2025年3月31日現在）

職位	人数
代表社員	1名
社員	7名
公認会計士	3名
職員	2名
合計	13名



2 経営管理の状況

2-1. 品質管理基盤

品質管理に関する方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が、当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、品質管理を行っています。

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しています。

- 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

当監査法人の品質管理のシステムは、当該目的を達成するための方針と、その方針を適用する手続及び遵守状況を監視する手続から構成されております。なお、当監査法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用しています。また、品質管理規程については、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の変更を反映し適時に改訂し保持しております。

品質管理システムの構成としては、以下の事項に関する品質管理に関する方針及び手続からなるシステムを整備し運用しています。

- i) 品質管理に関する責任
- ii) ガバナンス及びリーダーシップ
- iii) 職業倫理及び独立性
- iv) 契約の新規の締結及び更新
- v) 監査事務所間の引継
- vi) 資源の利用
- vii) 業務の実施
- viii) 情報と伝達
- ix) 審査
- x) 不服と疑義の申立て
- xi) モニタリング及び改善プロセス
- xii) 品質管理システムの評価
- iii) 文書化
- iv) 共同監査

また、当監査法人では、主として品質の管理に従事する公認会計士を品質管理担当社員として選任し、品質管理に従事するための十分な時間を確保しております。

職業倫理・独立性

（職業倫理の遵守）

当監査法人は、日本公認会計士協会倫理規則に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての社員及び職員に対して、その遵守を義務付けております。

インサイダー取引防止については、「インサイダー取引防止規程」を制定し、全社員及び職員を対象として研修を実施して、内容の理解の徹底を図るとともに、「誓約書」を徴収し、遵守状況の確認を行っております。

（独立性の確保）

当監査法人は、独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

品質管理担当社員は、全ての社員及び職員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年3月31日現在並びに必要となる時点において、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

（ローテーションの方針及び手続）

業務執行社員及び審査担当者のローテーションの方針及び手続については、公認会計士法や倫理規則等に基づいております。

監査対象会社が一定規模以上の社会的影響度の高い事業体の場合には、筆頭業務執行社員、その他の業務執行社員、監査業務に係る審査担当社員に区別して、継続関与期間とインターバル期間を設けております。

なお、公認会計士法上の大会社等の監査業務の継続関与期間とインターバル期間を下記のとおり定めています。

	継続関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
その他の業務執行社員	7年	2年
審査担当社員	7年	3年

監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結と更新に伴うリスクを低減させるため、監査契約の締結及び更新にあたり、チェックリストを用いてリスク評価を行うとともに、当監査法人の定める基準に基づいた審査手続を実施しています。

クライアントからの独立性、会社の財政状態及び経営成績、経営者の誠実性及びガバナンス構造、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬、当監査法人の監査実施体制等を総合的に評価し、その評価結果をもとに、当監査法人の規程に基づく承認手続を経て、契約の受嘱及び更新の可否を決定しています。



監査事務所間の引継

監査基準報告書900「監査人の交代」を踏まえ、「品質管理規程」において監査事務所間の引継の方針及び手続を定めて運用しております。

当監査法人が後任監査人となる場合には、前任監査人に対して、経営者の誠実性、監査事務所の交代事由及び不正リスクへの対応状況等、監査上の重要な事項について質問し、監査調書の閲覧を求めています。当監査法人が前任監査人となる場合には、後任監査人の要請に基づき、監査上の重要な事項を伝達するとともに、調書の閲覧に応じ、引継業務を誠実に実施しています。

品質管理担当社員は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が、当監査法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめています。

監査業務の実施

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書や実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査チームへの指揮、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査調書の管理・保存、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含む監査業務の実施に関する方針及び手続を「品質管理規程」等に定め、これらに基づいて監査業務を遂行しています。

（専門的な見解の問合わせ）

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や、見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せの実施に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定め、当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に対して、見解の問合わせを行い、当該問合わせに対する見解に基づいて判断しております。

（審査体制）

当監査法人は、原則として、全ての監査業務について、所定の審査の受審を求めています。「審査規程」に定める適格性の要件を満たす者として選任された審査担当者は、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施し、監査責任者は、審査が完了するまで監査報告書は発行しないこととしております。

監査責任者は、審査が必要な監査業務に関して、以下の事項を行うこととしております。

- ① 審査担当者が選任されていることを確かめること。
- ② 審査担当者に協力すること及び監査チームの他のメンバーにその責任を伝達すること。
- ③ 監査の実施中に識別した重要な事項及び重要な判断（審査中に識別されたものを含む。）について、審査担当者との討議すること。
- ④ 審査が完了した日以降を監査報告書日とすること。また、監査報告書日以前に審査が完了したことが監査調書に含まれていることを確かめること。



品質管理システムのモニタリング

当監査法人は、品質管理システムが有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。

日常的監視：品質管理担当社員及びその補助者が、品質管理システムの監視を日常的に実施しております。

定期的検証：監査業務の定期的な検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して、少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しております。

日常的監視及び監査業務の定期的な検証の結果は、社員総会及び運営会議で報告するとともに、発見された不備や改善事項について、全ての専門要員や構成員に対して、周知を徹底しております。

外部機関によるモニタリング

（日本公認会計士協会の品質管理レビュー）

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

当監査法人は、2025年1月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。当該品質管理レビューの実施結果は、品質管理システムの整備の状況に「重要な不備事項のある実施結果」でした。重要な不備事項の概要は次のとおりです。

(1) 資源（人的資源）

監査事務所は、専門要員の評価に関する方針及び手続を定め、人事評価表を使用して評価した結果に基づき常勤社員会において評価を決定する方針としている。

しかしながら、監査事務所は、常勤職員については人事評価表に基づき評価を実施し常勤社員会において評価を決定しているものの、社員については評価に関する具体的な方針及び手続を定めておらず、また、評価を実施していない。

（公認会計士・監査審査会の検査）

公認会計士・監査審査会による検査は、現在まで受けておりません。

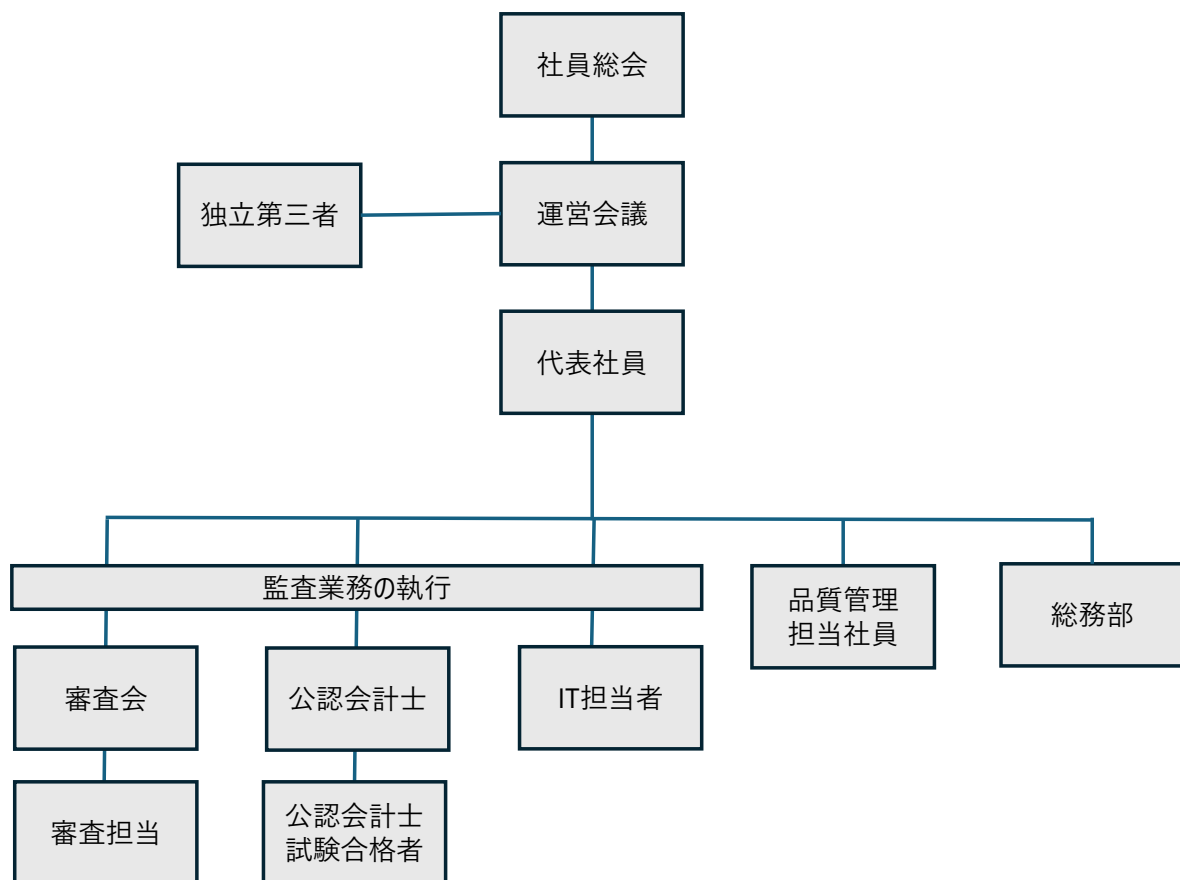
2-2. 組織・ガバナンス基盤

当監査法人は、社員8名及び常勤の公認会計士3名、合わせて11名で構成される小規模の無限責任監査法人であり、法人内における密接なコミュニケーションと監査品質の向上を優先する経営方針の浸透を重視して、常勤者を中心とした組織を構築しています。社員への昇格は、監査補助者である公認会計士の中から内部昇格するケースがほとんどです。昇格にあたっては、公認会計士としての監査スキルはもちろんのこと、監査の品質管理活動への貢献度や、経営者としての資質を考慮しています。

当監査法人は、小規模監査法人としての特性を生かし、相互信頼関係をベースにしたフラットな組織体制の下、相互牽制及び相互監視を実効的に機能させることが、ガバナンスの基本であると考えています。

当法人のガバナンス体制は、全社員から構成される経営の意思決定機関である「社員総会」及び監査品質を持続的に向上しうる組織運営を実効的に行うために設置された「運営会議」により経営執行しています。

組織図



社員総会

当監査法人における最重要案件に関しては、社員全員で構成される社員総会において意思決定を行っています。年1回の定時社員総会以外にも、上程を受けて、適宜、臨時社員総会の招集及び開催を行い、意思決定を行っています。

運営会議

運営会議は社員のうち、代表社員を含めた6名により構成され、原則として毎月開催し、社員の相互牽制の下で情報の共有化と迅速な意思決定を可能としております。この運営会議において、社員総会に提出する議案の審議や業務運営に関する事項、監査契約の新規締結及び更新等を決議し、各社員の業務執行状況等について報告と活発な議論を行っています。また、監査品質に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者及び審査担当者のサポートとして、重要事項の内容分析と対応策の検討を経て対応が協議され、法人として迅速かつ適切な対応と判断ができる態勢を構築しています。

独立第三者の活用について

当監査法人では、当監査法人の社員に加え、独立性を有する外部有識者が運営会議へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する監督・評価を実施しています。

外部有識者の選任に当たっては、当監査法人からの独立性を有していること、会計、監査、税務に相当程度の知見を有しているほか、コンプライアンス等の経験を有し、法人経営機能の実効性向上に資する助言・提言を行うことができると期待して人選しております。

なお、外部有識者には、適時かつ適切に必要な情報を提供するために、事前に毎月1回開催される運営会議の議題及び資料の提出を実施しています。

	2024年度
社員会（運営会議）の開催回数	13回
外部有識者参加回数	10回※

※選任後の全ての運営会議に出席しております。



2-3. 人的基盤

当監査法人は、小規模監査法人であるため、必然的に各々の人材の能力、特性等が大きな影響力を持つこととなります。大規模法人と比べてリソースが限られているため、一人ひとりの役割や責任が重要になり、個々のパフォーマンスが法人全体の成長や成功に直結します。そのため、各社員、職員が持つスキルや経験、モチベーションが特に大事になります。小規模な組織だからこそ、こういった個々の貢献度がより一層重視され、その結果として、チーム全体の結束力やコミュニケーションの質が向上することとなります。

（採用と評価）

社員及び職員の採用にあたり、採用計画に従い、書類選考及び面談により、当法人の価値観を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用しています。

評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性を考慮して評価を行い、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び育成に反映しています。

（教育・訓練）

教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持し開発するため、常勤、非常勤を問わず、当監査法人に所属する全ての社員・職員に、日本公認会計士協会による継続的専門研修制度であるCPDの必要単位の取得を義務付けるとともに、日本公認会計士協会が提供する研修のうち、品質管理上及び業務実施上特に重要と考えられる研修を指定し、受講を義務付けています（指定研修）。

	2023年度	2024年度
平均取得研修単位数	45.0単位	45.7単位
義務不履行者の数	0人	0人



2-4. IT基盤

IT基盤整理に対する取組

現代のビジネス環境において、ITの発展は企業運営のあらゆる側面に影響を与えています。監査法人においても、堅牢かつ効率的なIT基盤の構築は、その成功に不可欠だと認識しています。当監査法人は小規模監査法人ですが、ITの重要性を認識し、限られたリソースの中でも、高品質なサービスを提供するためにIT基盤の整備と活用に注力し、業務の効率化と品質向上を目指しています。当監査法人では、IT担当社員を任命し、当監査法人の情報システムに関する全般的な開発・運用・管理を行っています。

情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するための「情報セキュリティ基本方針」及び種々の情報セキュリティ対策基準を定めています。

「情報セキュリティ基本方針」において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理教育体制、情報の分類、実施状況の点検などを定めており、定期的にセキュリティ実施状況の点検を実施することとしています。

「情報セキュリティ基本方針」を遵守するために、情報セキュリティ対策基準を設け、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、職員等行動基準などを定めています。また、万が一の情報漏洩に備えるべく、社員、職員が従うべき「情報管理実施手順書」を定めています。

2-5. 財務基盤

財務基盤の状況

監査法人として財務基盤が継続的に安定していることは、監査意見の公正性・独立性確保のため重要な要素であると考えています。

当監査法人は、このような考えに基づき、法人設立から現在に至るまで継続的に財務健全性を確保し、自己資本比率の充実・維持を図っております。また、当監査法人では、公認会計士職業賠償責任保険、公認会計士個人情報漏洩保険に加入しております。

	2023年度	2024年度
売上高	247百万円	240百万円
総資産	452百万円	477百万円
純資産	362百万円	396百万円
自己資本比率	80.0%	83.2%



■ 報酬依存度に向けた取組

報酬依存度とは、監査意見を表明する会計事務所等の総収入のうち、特定の依頼人からの総報酬が占める割合のことです。

当監査法人は特定の依頼人からの報酬依存度が2年連続して15%を超えております。したがって、当該監査業務の依頼人に対して、2年目の監査意見を表明する前に、会計事務所等の構成員ではない会員による監査業務に係る審査と同様のレビュー（「監査意見表明前のレビュー」）を、対応策として適用しています。

また、今後は報酬依存度に係る対策として、監査法人の業務基盤を拡大し、当該依頼人に対する報酬依存度を下げよう努めてまいります。



2-6. 国際対応基盤

当監査法人では、当法人の規模やクライアントの海外展開状況を踏まえて、現時点において国際ネットワークへの加入等
は行っておりません。

海外子会社を有する企業への対応としては、国際ネットワークへの加入にとらわれることなく、それぞれの局面において最適
な組み合わせで、クライアント企業のグローバル化に対応できるようにしており、必要に応じて、現地の他の監査人と密なコ
ミュニケーションを実施することとしております。

クライアントの海外子会社監査については、各国の海外現地法人にとって最適と考えられる現地会計事務所に業務を依
頼することで、最適なグループ監査が可能になると考えます。
そのために必要となる外国語に通じた人材についても、一定程度確保しています。

2-7. その他

■ 非監査業務に関する考え方

当監査法人は、監査業務を通じて地域社会の発展に貢献することを経営理念に掲げており、経営資源を監査業務に集
中させています。したがって、非監査業務については、監査人の独立性を保持できる範囲において、都度、受嘱の可否を検
討する方針としており、運営会議の決議を経て決定しております。

3 監査法人のガバナンス・ コードの適用状況

監査法人が果たすべき役割

原則 1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

内容		当法人の取組
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人のパートナーが業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	本報告書P4.「1-1.監査事務所の最高責任者からのメッセージ」、P5.「1-2.事務所概要（経営理念）（行動指針）」をご参照ください。
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	本報告書P5.「1-2.事務所概要（経営理念）（行動指針）」をご参照ください。
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	本報告書P4.「1-2.事務所概要（経営理念）（行動指針）」、P14.「2-3.人的基盤」をご参照ください。
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	本報告書P4.「1-2.事務所概要（経営理念）（行動指針）」、P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」、P14.「2-3.人的基盤」をご参照ください。

	内容	当法人の取組
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	非監査業務の位置づけについての考え方については、本報告書P18.「2-7.その他」をご参照ください。 当監査法人では、構成員に当監査法人の業務に支障が生じない範囲で兼業・副業を認めておりますが、独立性のチェックリスト等を通して利益相反や独立性に問題がないことを随時確認しております。また、非常勤職員については、実施する業務が利益相反や独立性の観点から問題がないかどうかについて、運営会議で検討することとしております。
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	本報告書P18「2-6.国際対応基盤」をご参照ください。

組織体制（1/2）

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

内容		当法人の取組
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	本報告書で説明しています。
	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	本報告書P8.「2-1.品質管理基盤」、P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	本報告書P8.「2-1.品質管理基盤」をご参照ください。

内容		当法人の取組
	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	本報告書P14.「2-3.人的基盤」をご参照ください。
	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	本報告書P15.「2-4.IT基盤」をご参照ください。
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」、P14.「2-3.人的基盤」をご参照ください。

組織体制（2/2）

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

内容		当法人の取組
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤（独立第三者の活用について）」をご参照ください。

	内容	当法人の取組
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤（独立第三者の活用について）」をご参照ください。
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤（独立第三者の活用について）」をご参照ください。

原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

内容		当法人の取組
指針4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	本報告書P8.「2-1.品質管理基盤」、P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	本報告書P14.「2-3.人的基盤」をご参照ください。
指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」、P14.「2-3.人的基盤」をご参照ください。

内容		当法人の組合
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査計画におけるリスク評価のため、また、監査実施上のリスク対応のため、年間を通じてクライアントの経営陣幹部とのコミュニケーションを行うとともに、監査計画の説明及び監査結果の報告等、定期的にクライアントの経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションを行っております。
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	不正検知の機能の一部として、内部からの通報については、品質管理担当社員が受け付けております。また、当監査法人のウェブサイト上にホットラインを設け、監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反や当法人の品質管理システムに抵触する事項に関する情報を受け付け、通報があった場合には、品質管理担当社員が責任者となり対策を講じております。

透明性の確保

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

内容		当法人の取組
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書が相当します。
指針5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ● 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ● 監査法人における品質管理システムの状況 ● 経営機関等の構成や役割	本報告書においてご説明しています。
		本報告書P4.「1-1.監査事務所の最高責任者からのメッセージ」をご参照ください。
		本報告書P5.「1-2.事務所概要（経営理念）（行動指針）」をご参照ください。
		監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示すAQI又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報開示は、本報告書で行っています。
		本報告書P8.「2-1.品質管理基盤」をご参照ください。
		本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。

内容	当法人の取組
● 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ● 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ● 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ● 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ● 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ● 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ● 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。
	本報告書P18.「2-7.その他」をご参照ください。
	本報告書P15.「2-4.IT基盤」をご参照ください。
	本報告書P14.「2-3.人的基盤」をご参照ください。
	本報告書P16.P17「2-5.財務基盤」をご参照ください。
	本報告書P18「2-6.国際対応基盤」をご参照ください。
	本報告書P12.「2-2.組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。独立性を有する第三者の助言も参考にしながら、品質管理担当社員が中心となり、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価を行っております。

内容	当法人の取組
指針5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ● グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ● グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておりません。 本報告書P18「2-6.国際対応基盤」をご参照ください。 本報告書P18「2-6.国際対応基盤」をご参照ください。 本報告書P18「2-6.国際対応基盤」をご参照ください。 本報告書P18「2-6.国際対応基盤」をご参照ください。
指針5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当監査法人では、クライアントの経営者や監査役等とのコミュニケーションに際して意見交換を行い、得られた意見より、監査業務における監査品質の更なる向上に努めております。企業やステークホルダーの皆様からの信頼性の確保に向け、本報告書を作成開示することにより、広く当監査法人の品質管理の状況を理解していただくように努めてまいります。当監査法人に対する問合せについては当監査法人のホームページ上で受け付け、品質管理担当社員が窓口となり、資本市場との参加者等との意見交換を行ってまいります。

内容		当法人の取組
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当監査法人では、監査の品質目標を設定し、品質リスクに対応するためのリスク評価プロセスを整備及び運用し、随時見直すようにしています。また、運営会議、品質管理担当社員により取組みの実効性の評価を実施してまいります。
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	本原則の適用の状況などの評価の結果等を、組織的な運営の改善に向けて活用するため、運営会議にて議論を行うこととしています。